

平成 12 年 3 月 10 日
老 計 第 8 号

平成 19 年度 7 月 6 日改正現在

都道府県
各 指定都市介護保険担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて

指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者における会計の処理等については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）及び「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）をもって示されているところであるが、今般、別紙のとおり「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」を定めたので、了知の上、管下市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

なお、移行時の会計処理に当たっては、その事務処理が円滑に行われるよう「移行時の仕訳一覧」を送付するので、参考とされたい。

(別紙)

指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針

第1 総則

1 趣旨

指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)(以下「指定施設基準」という。)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)(以下「指定サービス基準」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号、厚生労働省令第80号)(以下「指定介護予防サービス基準」という。)、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号、平成18年厚生労働省令第82号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号、平成18年厚生労働省令第92号)において、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきこと及び会計に関する諸記録の整備等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な会計処理に関する取り扱いについては、本指導指針の定めるところによるものとする。

なお、本指導指針に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲

本指導指針の対象とする施設又は事業所(以下「施設等」という。)の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りでない。

なお、(1)から(4)までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) 指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設
- (2) 老人福祉法第 20 条の 4 に定める養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第 20 条の 6 に定める軽費老人ホーム
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業であつて、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業等を行う施設等。
 - ア 指定訪問介護
 - イ 指定介護予防訪問介護
 - ウ 指定夜間対応型訪問介護
 - エ 指定通所介護
 - オ 指定介護予防通所介護
 - カ 指定認知症対応型通所介護
 - キ 指定介護予防認知症対応型通所介護
 - ク 指定短期入所生活介護
 - ケ 指定介護予防短期入所生活介護
 - コ 指定小規模多機能型居宅介護
 - サ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
 - シ 指定認知症対応型経堂生活介護
 - ス 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
 - セ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ソ 老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に定める老人介護支援センター
- (5) 指定サービス基準又は指定支援基準に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1) から (4) までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。
 - ア 指定訪問入浴介護
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護
 - ウ 指定特定施設入居者生活介護（ただし、(2) 及び (3) を除く。）
 - エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（ただし、(2) 及び (3) を除く。）
 - オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（ただし、(2) 及び (3) を除く。）
 - カ 福祉用具貸与
 - キ 介護予防福祉用具貸与
 - ク 指定特定福祉用具販売
 - ケ 指定特定介護予防福祉用具販売
 - コ (4) に係る基準該当居宅サービス
 - サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援

- シ 介護保険法第 62 条に基づく市町村特別給付事業
 - ス 介護保険法第 115 条の 39 に規定する地域包括支援センター
 - セ (1) から (4) までの施設等において行う介護保険に関連する事業
- 第 2 会計処理について

1 会計の区分

第 1 の 2 に定める施設等の会計の区分（以下「会計区分」という。）の具体的な取扱いは、次によるものとする。

- (1) 第 1 の 2 の (1) に定める施設の会計第 1 の 2 の (1) に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同 2 の (4) 及び (5) のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

- (2) 第 1 の 2 の (2) に定める施設の会計

第 1 の 2 の (2) に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同 2 の (4) 及び (5) のア、イ、コ及びセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて処理することができる。

- (3) 第 1 の 2 の (3) に定める施設の会計

第 1 の 2 の (3) に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同 2 の (4) 及び (5) のイからキまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同 2 の (6) のウからケを除くものとする。

- (4) 第 1 の 2 の (4) に定める施設等の会計

第 1 の 2 の (4) に定める施設等の会計は、それぞれ独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同 2 の (4) に定める他の事業若しくは同 2 の (5) に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同 2 の (5) のウからケを除くものとする。

- (5) 第 1 の 2 の (5) に定める施設等の会計

第 1 の 2 の (5) に定める施設等の会計は、それぞれ独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

2 会計に関する諸記録の整備等

(1) 会計に関する諸記録の整備

会計に関する諸記録は、収支計算書、事業活動計算書（損益計算書及び正味財産増減計算書（フロー式）等を含む。）及び貸借対照表（以下「計算書類」という。）並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。

なお、社会福祉法人及び会計区分ごとに特別な会計として経理を行う民法第34条に規定する法人等以外の法人又は事業所にあつては、計算書類のうち、収支計算書又は事業活動計算書、及び貸借対照表を省略することができる。

(2) 計算書類の様式

計算書類の様式は、別紙1のとおりとする。

3 会計帳簿の備置

会計帳簿は、1により設定された会計区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

4 勘定科目及び説明

勘定科目及び説明は、別紙2のとおりとする。

5 会計区分ごとの業務の表示

会計区分ごとの介護サービス事業（以下「セグメント」という。）を計算書類において表示する場合は、経常収支差額の内容について行うものとし、その表示方法は別紙3のとおりとする。

なお、収入及び支出のセグメントごとの帰属は、当該収入・支出の発生原因に基づいて決定するものとし、直接的な把握が困難な場合においては、合理的な按分基準に基づき每期継続的に配分するものとする。

6 減価償却について

指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

(1) 減価償却の対象

耐用年数が1年以上、かつ、1個又は1組の金額が10万円以上の有形固

定資産及び無形固定資産（以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。

なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。

（２）減価償却の方法等

ア 減価償却の方法

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で減価償却計算を行う。また、無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

なお、償却方法は、会計区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。また、採用した減価償却方法は、重要な会計方針として計算書類に記載するとともに、いったん採用した減価償却方法は、毎期継続して適用しなければならない。

イ 減価償却計算の単位

減価償却計算の単位は、原則として資産の種類ごととする。

（３）残存価額

残存価額は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却することができる。

ウ 無形固定資産

なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

（４）耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によるものとする。

なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

（５）償却率等

減価償却の計算は、原則として「減価償却資産の対応年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は、別紙4(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)のとおりとする。

(6) 減価償却計算期間の単位

減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度の中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦にしたがって計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする。)として計算を行うものとする。

(7) 減価償却費の按分の基準

ア 複数の会計区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った会計区分に配分する。

イ ア以外の複数の会計区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的な基準に基づいて每期継続的に各会計区分に配分する。

なお、セグメントごとの表示に当たっても、同様な基準に基づいて每期継続的に行うものとする。

7 引当金について

(1) 徴収不能引当金の計上基準

ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。

イ ア以外の債権（以下「一般債権」という。）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。

なお、介護保険事業の開始から5年間に限り、一般債権についてはその3%を引当金に計上することができるものとする。

(2) 退職給与引当金の処理

指定介護老人福祉施設等において、掛け金を資産計上することが要求されている退職共済制度に加入している場合には、会計区分ごとに会計年度末時点における退職給付金として準備すべき金額を合理的に見積もり、退職給与引当金として計上しなければならない。

(3) その他の引当金

その他の引当金については、資本的支出とされる修繕費の支払に対する準備額を引当金とすることは、本来の引当金の趣旨に反することから、修繕引当金及びこれに準じる引当金を計上することができないものとする。

なお、当分の間、その他の引当金としては、賞与引当金のみに限るものとする。

8 純資産の部の取扱い

(1) 基本金

ア 基本金とは、次に掲げる合計額をいう。

(ア) 施設創設・増築時の土地、建物等の基本財産等の取得を目的として指定された寄付金

(イ) (ア)に係る借入金の償還に充てることを指定された寄付金

(ウ) 施設創設時において運転資金に充てるための寄付金

(エ) 定款の定めにより基本財産に組み入れた額

特に、社会福祉法人においては、(ア)から(ウ)までの寄付金については、必ず寄付申込書又は贈与契約書を通じて施設創設・増築時には明確にされているため、原則としてこれらに限定した寄付金とする。

また、介護保険下における設備の更新、改築等に当たっての寄付金は、必ずしも要件とならず、また、設備の更新、改築等に当たり寄付金が必要とされる事態は経常的な資金不足に起因するものとも考えられることから、当分の間、基本金に含めないものとする。

イ アの(ア)の金額

アの（ア）の金額は、原則として建物など固定資産の取得を目的として指定された寄付金とする。ただし、固定資産とそれ以外に区分することができない場合は、当該寄付金を分割することなく全額を基本金として計上することができる。

なお、社会福祉法人における寄付金は、施設整備事業における事業計画及び予算書において明確にされており、従来から他の寄付金とは明確に区別されているところである。

ウ アの（イ）の金額

アの（イ）の金額は、あくまでも寄付金であるため、国庫補助金等により償還されたもの及び自己財源により償還されたものは当該金額に含めないものとする。

エ アの（ウ）の金額

アの（ウ）の金額は、施設創設時において必要とされる寄付金であり、施設の増築及び改築時においては必ずしも必要とされる寄付金ではないこと。また、当該寄付金は、目的に充当された後、具体的に預金の形で残高を有していなくても差し支えない。

オ アの（エ）の金額

アの（エ）の金額は、基本財産として対応する財産（一般的には預金又は有価証券）を保有することが必要とされているため、単なる繰越収支差額の処分を意味するものではないことに留意する。

カ 基本金の取崩し

基本金は、原則として取り崩す事態は生じないものとして取り扱うものとする。

なお、特別な事情により基本金を取り崩す事態が生じた場合には、基本財産の取り崩しと同様、事前に所轄庁に協議させ、内容を審査すること。

キ 共同募金会からの寄付金の取扱い

共同募金会から指定寄付金として配分を受ける場合には、法人役員等からの寄付金に含めて処理するものとする。

なお、一般配分金として配分を受ける場合には、経常経費に対する寄付金収入として取り扱うものとする。

ク 地方公共団体からの無償譲渡の取扱い

地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額は、寄付金とせずに、国庫補助金等に含めて取り扱うものとする。

(2) 国庫補助金等の取扱い

ア 国庫補助金等の範囲

本指導指針にいう国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成3年11月25日付厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法第12条の16第1項第7号などに基づきたいわゆる民間公益補助事業に対する助成金等を含むものとする。

なお、国庫補助金等の具体的な取扱いは、次によるものとする。

- (ア) 国庫補助金等は、事業活動計計算上、入金時に、いったん施設整備等補助金収入として特別収入に計上し、同時に、国庫補助金等特別積立金繰入額として特別支出に計上する。
- (イ) 国庫補助金等は、支出対象経費とされている固定資産の取得ごとの経費に配分する。
- (ウ) 国庫補助金等は、その効果の発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう。）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額を事業活動収入に計上する。
- (エ) 施設整備補助金等は、その支出対象経費とされている固定資産の廃棄等により、その効果が消滅するので、これに対応して国庫補助金等特別積立金取崩額を特別収入に計上する。
- (オ) 非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。

イ 設備資金借入金の償還に係る補助金の取扱い

- (ア) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設助成又は施設整備補助に相当するものは、国庫補助金等とする。
- (イ) 国庫補助金等は、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に繰り入れるものとする。

なお、国庫補助金等の経費への配分については、適正なコスト計算の観点から、当初から借入金の償還補助の総額の補助金の受入れがあったものと見なした金額（以下「償還補助総額」という。）を基礎として、アの（イ）に準じて配分することができるものとする。

- (ウ) 国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎としてアの（ウ）に準じて行うものとする。
- (エ) 計画どおりに国庫補助金等が入金されなかった場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行う

ものとする。

ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。

- (オ) 設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初予定額に加減算して再配分計算をし、経過期間分の修正を当該会計年度に帰属する損益として処理するものとする。

なお、当該金額が重要な場合には、特別収支の部に記載するものとする。

- (カ) 国庫補助金等は、事業活動計算書上、実際に償還補助があったときに当該金額を施設整備等補助金収入として特別収入に計上する。また、当該金額を国庫補助金等特別積立金繰入額として、特別支出に計上する。

なお、収支計算書上、国庫補助金等は財務活動等収入に計上し、また、借入金の返済額は財務支出に計上するものとする。

- (3) その他の積立金計上の要件

事業活動計算書においてその他の積立金繰入額を計上する場合には、収支計算書上、積立金との関係を明らかにする名称を付して積立金と同額の積立預金支出を資金収支計算書に計上しなければならない。

9 特例事項について

- (1) 指定介護老人福祉施設等を行う社会福祉法人以外の法人等においては、会計処理上、8に定める純資産の部の取扱いによりがたい場合は、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができるものとする。

- (2) 社会福祉法人の会計処理に当たっては、別紙2に定める勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を各会計区分に計上することができないものとする。

ただし、当該会計区分に社会福祉事業に該当する事業が含まれていないものは、この限りでない。

収 支 計 算 書

自平成 年 月 日 至平成 月 月 日

(会計区分名)

勘 定 科 目		予 算	決 算	差 異	備 考
経常活動による収支	収入	介護福祉施設介護料収入			
		介護報酬収入			
		利用者負担金収入			
		居宅介護料収入			
		(介護報酬収入)			
		介護報酬収入			
		介護予防報酬収入			
		(利用者負担金収入)			
		介護負担金収入			
		介護予防負担金収入			
		措置費収入			
		事務費収入			
		事業費収入			
		居宅介護支援介護料収入			
		居宅介護支援介護料収入			
		介護予防支援介護料収入			
		利用者等利用料収入			
		介護福祉施設利用料収入			
		居宅介護サービス利用料収入			
		管理費収入			
		その他の利用料収入			
		その他の事業収入			
		補助金収入			
		市町村特別事業収入			
		受託収入			
		その他の事業収入			
		寄付金収入			
		借入金利息補助金収入			
		受取利息配当金収入			
		事業外収入			
受入研修費収入					
職員等給食費収入					
雑収入					
経常活動収入計 ①					

	支出	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費支出 (直接介護支出) 給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費 利用者負担軽減額 徴収不能額 借入金利息支出 事業外支出 職員等給食費 その他事業外活動支出 雑支出				
		經常活動支出計 ②				
		經常活動資金収支差額③(①-②)				
施設整備等によ	収入	設備資金借入金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 ○○売却収入				

る 収 支		施設整備等収入計 ④				
	支 出	固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出 固定資産除却・廃棄支出 固定資産除却・廃棄支出				
		施設整備等支出計 ⑤				
		施設整備等資金収支差額 ⑥(④-⑤)				
財 務 活 動 に よ る 収 支	収 入	長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入 他会計区分繰入金収入 他会計区分長期借入金 他会計区分長期貸付金回収金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入				
		財務活動等収入 ⑦				
	支 出	設備資金借入金元金償還金支出 長期運営資金借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分繰入金支出 他会計区分長期貸付金支出 他会計区分借入金償還金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出				
		財務活動等支出計 ⑧				
		財務活動等資金収支差額 ⑨(⑦-⑧)				
		予備費 ⑩				
		当期資金収支差額合計 ⑪(③+⑥+⑨-⑩)				
		前期末支払資金残高 ⑫				
		当期末支払資金残高 ⑬(⑪+⑫)				

事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 月 月 日

(会計区分名)

勘定科目		前年度	当年度	増減	備考
事業活動収支の部	収入	介護福祉施設介護料収入			
		介護報酬収入			
		利用者負担金収入			
		居宅介護料収入			
		（介護報酬収入）			
		介護報酬収入			
		介護予防報酬収入			
		利用者負担金収入			
		介護負担金収入			
		介護予防負担金収入			
		措置費収入			
		事務費収入			
		事業費収入			
		居宅介護支援介護料収入			
		居宅介護支援介護料収入			
		介護予防支援介護料収入			
		利用者等利用料収入			
		介護福祉施設利用料収入			
		居宅介護サービス利用料収入			
		管理費収入			
		その他の利用料収入			
		その他の事業収入			
		補助金収入			
		市町村特別事業収入			
		受託収入			
		その他の事業収入			
その他の収入					
国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)					
事業活動収入計 ①					

	支出	人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経 費 (直接介護費) 給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理費) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑 費 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入				
		事業活動支出計 ②				
		事業活動収支差額 ③(①-②)				
事業活動外收支の	収入	借入金利息補助金 受取利息配当金 有価証券売却益 寄付金収入 その他の事業活動外収入 受入研修費収入 職員等給食費収入 雑収入				

部		事業活動外収入計 ④				
	支出	借入金利息 有価証券売却損 資産評価損 その他事業活動外支出 職員等給食費 その他の事業活動外支出 雑損失				
		事業活動外支出計 ⑤				
	事業活動外収支差額 ⑥(④-⑤)					
経常収支差額 ⑦(③+⑥)						
特別 収支 の 部	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄付金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 固定資産受贈額 固定資産売却益 器具及び備品売却益 車輛運搬具売却益 ○○売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入 徴収不能引当金戻入 その他の特別収入				
		特別収入計 ⑧				
	支出	基本金組入額 国庫補助金等特別積立金繰入額 固定資産除売却損 建物売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 車輛運搬器具売却益・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失				
		特別支出計 ⑨				
特別収支差額 ⑩(⑧-⑨)						
当期活動収支差額 ⑪(⑦+⑩)						
前期繰越活動収支差額 ⑫						
基本金取崩額 ⑬						
基本金組入額 ⑭						
その他の積立金取崩額 ⑮						
その他の積立金繰入額 ⑯						
次期繰越活動収支差額 ⑰(⑪+⑫+⑬-⑭+⑮-⑯)						

貸借対照表

平成〇年〇月〇日現在

(会計区分名)

勘定科目	前年度	当年度	増減	勘定科目	前年度	当年度	増減
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				未払金			
未収金				施設整備等未払金			
未収補助金				預り金			
貯蔵品				前受金			
立替金				他会計区分借入金			
前払金				仮受金			
他会計区分貸付金				〇〇引当金			
仮払金				その他の流動負債			
その他の流動資産							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				他会計区分長期借入金			
基本財産特定預金				長期預り金			
				退職給与引当金			
				〇〇引当金			
				その他の固定負債			
その他の固定資産				負債の部の合計			
土地				純資産の部			
建物				基本金			
構築物				国庫補助金等特別積立金			
機械及び装置				その他の積立金			
車輛運搬具				移行時特別積立金			
器具及び備品				〇〇積立金			
建設仮勘定				次期繰越活動収支差額			
権利				次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)			
投資有価証券							
他会計区分長期貸付金				純資産の部合計			
移行時特別積立預金							
移行時減価償却特別積立預金							
〇〇積立預金							
その他の固定資産							
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

(注) 期末残高が予定されていない勘定科目は、省略した。

脚注

- 減価償却費の累計額 * * * 円
- 徴収不能引当金の額 * * * 円
- 移行時特別積立預金の積立不足額 * * * 円

収支計算書勘定科目の説明

1. 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<経常活動による収入>		
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
	利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる公費・一般の区分については、小区分設定する。
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。
	介護予防報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等をいう。
(利用者負担金収入)	介護負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
	介護予防負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
措置費収入	事務費収入	老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係わる収入をいう。
	事業費収入	老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係わる収入をいう。
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
	介護予防支援介護料収入	介護保険法の給付に関する省令・告示に規定する介護予防法支援費をいう。
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等いう。
	居宅介護サービス利	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを

	用料収入	受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
	食費収入	指定介護老人福祉施設の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く。）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については小区分設定する。
	居住費収入	指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く。）、居住費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分については小区分設定する。
	管理費収入	軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における管理費収入（一括徴収の償却額を含む。）をいう。
	その他の利用料収入	前記のいずれかの利用料にも利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあつては、費用徴収額を含むものとする。
その他の事業収入	補助金収入	介護保険法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう。
	市町村特別事業収入	介護保険法第 62 条に規定する市町村特別給付による収入をいう。
	受託収入	介護保険法に基づく又は関連する受託事業収入をいう。
	その他の事業収入	介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス費、訪問看護療養費等に係る収入をいう。
寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	施設整備等の設備資金に借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等による収入をいう。
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。
事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	受入研修費収入、職員等給食費収入等、事業に付随して生ずる事業外の収入をいう。
雑収入		前記のいずれの勘定科目にも属さない収入をいう。
〈施設整備等による収入〉		

設備資金借入金収入	設備資金借入金収入	設備(施設整備及び設備整備)資金に係る社会福祉・医療事業部団等からの借入金の受入額をいう。
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	設備(施設整備及び設備整備)に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	設備(施設整備及び設備整備)に係る寄付金収入をいう。
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入	器具及び備品を売却した場合の売却収入をいう。
	車輛運搬具売却収入	車輛運搬具を売却した場合の売却収入をいう。
	〇〇売却収入	売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〈財務活動等による収入〉		
長期運営資金借入金収入	運転資金借入金収入	長期運営資金(設備資金を除く。)のための借入金の受入額をいう。
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	投資有価証券を売却した場合の売却収入をいう。
設備資金借入金元金償還補助金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入	施設整備及び設備整備に係る補助金等のうち、実質的に設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に対する元金償還の補助に相当する補助金等収入をいう。
設備資金借入金元金償還寄付金収入	設備資金借入金元金償還寄付金収入	設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入	長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入	移行時特別積立預金の取崩収入をいう。
	〇〇積立預金取崩収入	積立預金の取崩収入をいう。なお、積立預金の名称を付した科目で記載する。
他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。
他会計区分長期借入金収入	他会計区分長期借入金収入	他の会計区分から長期に借り入れた資金の収入をいう
他会計区分長期貸付金回収金収入	他会計区分長期貸付金回収金収入	他の会計区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。
その他の収入	その他の収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別収入をいう。

2. 支出の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<経常活動による支出>		
人件費支出	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。
	退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。
	法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。

経費支出 (直接介護支出)	給食材料費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
	介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
	医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。
	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品(介護用品を除く。)の費用をいう。
	被服費	利用者の衣類、寝具等(介護用品及び日用品を除く。)の購入のための費用をいう。
	消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
	保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。
	車輛費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。
	光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	灯油、重油等の燃料費(自動車等の燃料費を除く。)をいう。
	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
	葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
(一般管理支出)	福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
	旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。
	研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
	印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。

	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレットの作成等に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	保守料	建物附属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。
	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。
	渉外費	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する費用を除く。)等に要する費用をいう。
	諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	租税公課	施設又は事業所が負担する租税公課をいう。
	委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く。)をいう。
	雑費	前期のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
利用者負担軽減額	利用者負担軽減額	利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
徴収不能額	徴収不能額	金銭債権の内徴収不能額として処理した額をいう。
借入金利息支出	借入金利息	施設整備等資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
事業外支出	職員等給食費	職員、来訪者等に係る食材及び食品の費用をいう。
	その他の事業活動外支出	その他事業に付随して生ずる事業外収入に対応する支出をいう。
雑支出	雑支出	前記のいずれの勘定科目にも属さない経常支出をいう。
〈施設整備等による支出〉		
固定資産取得支出	土地取得支出	土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出	建物を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支出	固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
	車輛運搬具取得支出	車輛運搬具を取得するための支出をいう。
	〇〇取得支出	取得資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	建物取壊費用の他、固定資産の除却、廃棄等に係る費用をいう。

〈財務活動等による支出〉		
整備資金借入金元金償還金支出	設備資金借入金元金償還金支出	設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金による元金償還額をいう。
長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金(設備資金を除く。)の借入金による元金償還額をいう。
投資有価証券取得支出 積立預金支出	投資有価証券取得支出 〇〇積立預金支出	投資有価証券を取得するための支出をいう。 積立預金への積立による支出をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。
他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。
他会計区分長期貸付金支出	他会計区分長期貸付金支出	他の会計区分に対し長期に貸し付けた資金支出をいう。
他会計区分長期借入金償還金支出	他会計区分長期借入金償還金支出	他の会計区分から長期に借り入れた資金の返済に係る支出をいう。
会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。
その他の支出	その他の支出	前期のいずれの勘定科目にも属さない支出をいう。

事業活動計算書勘定科目の説明

1. 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<事業活動収入>		
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
	利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。
	介護予防報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等をいう。
(利用者負担金収入)	介護負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
	介護予防負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
措置費収入	事務費収入	老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
	事業費収入	老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
	介護予防支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費をいう。
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容、日常生活サービス料等をいう。

	居宅介護サービス利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。
	食費収入	指定介護老人福祉施設の入所者等並びに指定介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウス生活費として処理されるものを除く。）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料をいう。まお、食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については小区分設定する。
	居住費収入	指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く。）、居住費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分については小区分設定する。
	管理費収入	軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)等における管理費収入(一括徴収の償却額を含む。)をいう。
	その他の利用料収入	前記のいずれかの利用料にも属さない利用者からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあつては、費用徴収額を含むものとする。
その他の事業収入	補助金収入	介護保険法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等をいう。
	市町村特別事業収入	介護保険法第 62 条に規定する市町村特別給付による収入をいう。
	受託収入	介護保険法に基づく又は関連する受託事業収入をいう。
	その他の事業収入	介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス費、訪問看護療養費等に係る収入をいう。
その他の収入	その他の収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない事業関連収入をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等の支出対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
(介護報酬査定減)		
＜事業活動外収入＞		
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等による収入をいう。
受取利息配当金	受取利息配当金	預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。

有価証券売却益	有価証券売却益	有価証券(投資有価証券を含む。)を売却した場合の売却益をいう。
寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。
その他の事業活動外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	受入研修費収入、職員等給食費収入等、事業に付随して生ずる事業外の収入をいう。
雑収入	雑収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない事業外収入をいう。
＜ 特 別 収 入 ＞		
施設整備等補助金収入	施設整備等助金収入	設備(施設整備及び設備整備)に係る地方公共団体等からの補助金収入をいう。
	設備資金借入金元金償還補助金収入	設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に対する元金償還の補助金のうち、実質的に施設整備費補助に相当する補助金等収入をいう。
施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	施設整備及び設備整備に係る寄付金収入をいう。
	設備資金借入金元金償還寄付金収入	設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金の元金償還を目的とした寄付金をいう。
	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入	長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
固定資産受贈額	〇〇受贈額	土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。
固定資産売却益	器具及び備品売却益	器具及び備品を売却した場合の売却益をいう。
	車輛運搬具売却益	車輛運搬具を売却した場合の売却益をいう。
	〇〇売却益	売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等の伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分の繰入金収入をいう。
会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。
その他の特別収入	徴収不能引当金戻入	徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。
	その他の特別収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別収入をいう。

2. 支出の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<事業活動支出>		
人件費	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。
	退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて、法人又は施設等が負担する掛金をいう。
	法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。

経費 (直接介護費)	給食材料費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。	
	介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。	
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。	
	医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。	
	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品(介護用品を除く。)の費用をいう。	
	被服費	利用者の衣類、寝具等(介護用品及び日用品を除く。)の購入のための費用をいう。	
	消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。	
	保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。	
	車輛費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。	
	光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。	
	燃料費	灯油、重油等の燃料費(自動車等の燃料費を除く。)をいう。	
	(一般管理費)	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
		葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
		福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。	
研修費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。	
通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。	
事務消耗品費		事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。	
印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。		

	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレットの作成等に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	保守料	建物付属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。
	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。
	渉外費	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する費用を除く。)等に要する費用をいう。
	諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	租税公課	施設又は事業所が負担する租税公課をいう。
	委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く。)をいう。
	雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
減価償却費	減価償却費	固定資産の減価償却の額をいう。
徴収不能額	徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
引当金繰入	徴収不能引当金繰入	徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
	賞与引当金繰入	賞与引当金に繰入れる額をいう。
	退職給与引当金繰入	退職給与引当金に繰入れる額をいう。
〈事業活動外支出〉		

借入金利息	借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
有価証券売却損	有価証券売却損	有価証券(投資有価証券も含む。)を売却した場合の売却損をいう。
資産評価損	資産評価損	資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。
その他の事業活動外支出	職員等給食費	職員、来訪者等に係る食材及び食品の費用をいう。
	その他の事業活動外支出	その他の介護保険事業に付随して生ずる事業活動外収入に対応する支出をいう。
雑損失	雑損失	前記のいずれの勘定科目にも属さない事業活動外支出をいう。
＜ 特 別 支 出 ＞		
基本金組入額	基本金組入額	第2の8の(1)のアの(ア)から(ウ)までに定められた基本金の組入額をいう。
国庫補助金等特別積立金繰入額	国庫補助金等特別積立金繰入額	第2の8の(2)のアに定められた国庫補助金等を特別積立金に繰り入れた額をいう。
固定資産除売却損	建物売却損・処分損	建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
	器具及び備品売却損・処分損	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
他会計区分繰入金支出	車輛運搬具売却損・処分損	車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	その他の固定資産売却損・処分損	上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
会計区分外繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。
その他の特別損失	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。
	その他の特別損失	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別損失をいう。

勘定科目		説明
大区分	中区分	
基本金取崩額	基本金取崩額	第2の8の(1)のカに定められた基本金の取崩額をいう。
基本金組入額	基本金組入額	第2の8の(1)のアの(エ)に定められた基本金の組入額をいう。
その他の積立金取崩額	移行時特別積立金取崩額	移行時特別積立金の取崩額をいう。
	〇〇積立金取崩額	その他の積立金の取崩額をいう。なお、取り崩す積立金の名称を付した科目で記載する。
その他の積立金繰入額	〇〇積立金繰入額	第2の8の(3)に定められたその他の積立金に繰り入れた額をいう。なお、積立金の目的を示す名称を付した科目で記載する。

貸借対照表勘定科目の説明

1. 資産の部

勘定科目		説 明
大区分	中区分	
<資産の部>		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書等）及び、預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するものをいう。
	未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいう。
	未収補助金	施設整備、設備整備及び介護保険事業に係る補助金等の未収額をいう。
	貯蔵品	介護用品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	他会計区分貸付金	他の会計区分への貸付額をいう。
	会計区分外貸付金	他の会計区分以外への貸付額をいう。
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動資産をいう。
固定資産 (基本財産)		定款等において基本財産と定められた固定資産をいう。
	土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。
	建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	基本財産特定預金	定款等に定められた基本財産として保有する現金預金等をいう。
(その他の固定資産)		基本財産以外の固定資産をいう。
	土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。
	建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	当該会計区分に帰属する建物以外の土地に固着している建造物をいう。

機械及び装置	当該会計区分に帰属する機械及び装置をいう。
車輛運搬具	当該会計区分に帰属する送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。
器具及び備品	取得価額が 10 万円以上で、耐用年数が 1 年以上の器具及び備品をいう。
建設仮勘定	建設又は製作中の固定資産にかかわる支出額をいう。
権利	法律上又は契約上の権利をいう。
投資有価証券	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。
他会計区分長期貸付金	他の会計区分への貸付金で返済期限が長期であるものをいう。
移行時特別積立預金	第 3 の 8 の (3) の預金をいう。
移行時減価償却特別積立預金	第 3 の 8 の (4) の預金をいう。
〇〇積立預金	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。
その他の固定資産	前記のいずれの勘定科目にも属さない固定資産をいう。

2. 負債及び純資産の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
＜負債の部＞		

流動負債	短期運営資金借入金 未払金 施設整備等未払金 預り金 前受金 他会計区分借入金 会計区分外借入金 仮受金 ○○引当金	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務をいう。 事業活動等に伴う費用等の未払い債務をいう。 施設整備等の工事等に係る未払い債務（未払金に属する債務を除く。）をいう。 各種の一時的な預かり金額をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。 他の会計区分からの借入額をいう。 他の会計区分以外からの借入額をいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。 1年以内に支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
固定負債	その他の流動負債 設備資金借入金 長期運営資金借入金 他会計区分長期会計区分長期借入金 長期預り金 退職給与引当金 ○○引当金 その他の固定負債	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動負債をいう。 借入期間が1年を超える施設設備等に係る借入債務をいう。 借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務をいう。 他の会計区分からの借入金で返済期限が長期であるものをいう。 軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における入居者からの管理費預り額をいう。 将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額をいう。 将来において支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。 前記のいずれの勘定科目にも属さない固定負債をいう。
<純資産の部>		

基本金	基本金	第2の8に(1)で定められたものをいう。
国庫補助金等特別積立金 その他の積立金	国庫補助金等特別積立金 移行時特別積立金	第2の8に(2)で定められたものをいう。 第3の8に(2)のアの(カ)の金額をいう。
	〇〇積立金	積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額	事業活動収支計算書に計上された次期繰越活動収支差額をいう。

介護サービス事業別事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 月 月 日

(会計区分名)

区分	勘定科目	合計	介護老人 福祉施設 ○○園	短期入所 生活介護	○○介護	その他の 事業
事業活動収支の部	収入					
	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 利用者負担金収入 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入 その他の収入 国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)					
	事業活動収入計 ①					

	支 出	人件費					
		役員報酬					
		職員俸給					
		職員諸手当					
		非常勤職員給与					
		退職金					
		退職共済掛金					
		法定福利費					
		経費					
		(直接介護費)					
		給食用材料費					
		介護用品費					
		教養娯楽費					
		医薬品費					
		日用品費					
		被服費					
		消耗器具備品費					
保健衛生費							
車輛費							
光熱水費							
燃料費							
本人支給金							
葬祭費							

の部	事業活動外収支	(一般管理支出)					
		福利厚生費					
		旅費交通費					
		研修費					
		通信運搬費					
		事務消耗品費					
		印刷製本費					
		広報費					
		会議費					
		修繕費					
		保守料					
		賃借料					
		保険料					
		渉外費					
		諸会費					
		租税公課					
		委託費					
雑費							
減価償却費							
徴収不能額							
引当金繰入							
徴収不能引当金繰入							
賞与引当金繰入							
退職給与引当金繰入							
事業活動支出計 ②							
事業活動収支差額 ③(①-②)							
の部	事業活動外収支	収入	借入金利息補助金収入				
			その他の収入				
		事業活動外収入計 ④					
		支出	借入金利息				
その他の支出							
事業活動外支出計 ⑤							

	事業活動外収支差額 ⑥(④-⑤)					
	経常収支差額 ⑦(③+⑥)					

(注)「その他の収入」及び「その他の支出」について、按分が困難な場合、按分困難な金額は
その他の事業として処理することができる。

別紙 4

減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表

耐用年数	平成 19 年 4 月 1 日以後取得				耐用年数	平成 19 年 3 月 31 日以前取得	
	定額法償却率	定率法				旧定額法償却率	旧定率法償却率
		償却率	改定償却率	保証率			
2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.079
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	0.052
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045

資産別区分

建 物

構造又は用途	細 目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	47年
	病院用	39年
	その他のもの	38年
レンガ造り・石造又はブロック造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	38年
	病院用	36年
	その他のもの	34年
金属造のもの (骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	34年
	病院用	29年
	その他のもの	31年
木造又は合成樹脂造もの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	22年
	病院用	17年
	その他のもの	15年
木造モルタル造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	20年
	病院用	15年
	その他のもの	14年

建物付属設備 (建物の用途には関係がない)

構造又は用途	細 目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
冷房・暖房・通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの。)	13年
	その他のもの	15年
昇降機設備	エレベーター	17年
	エスカレーター	15年
消火・排煙又は災害報知器及び格納式避難設備		8年
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
可動間仕切り	簡易なもの	3年
	その他のもの	15年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

*介護用リフト・痴呆性徘徊防止用監視装置・特殊浴槽(特殊浴室)等は、その機器部分については、器具及び備品の「8 医療機器」の耐用年数が適用される。

構築物 (使用用途には関係がない。)

構造又は用途	細 目	耐用年数
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7年

	その他の緑化施設及び庭園	30年
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷・ブロック敷・レンガ敷又は石敷のもの	15年
	アスファルト敷又は木レンガ敷のもの	10年
	ビュチュマルス敷のもの	3年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	下水道	35年
	塀	30年
コンクリート造又はコンクリートブロック造	下水道・塀	15年
石造のもの	下水道・塀	35年
土造のもの	下水道	15年
	塀	20年
木造のもの	塀	10年

車両運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数	
特殊自動車	救急車・レントゲン車	5年	
	寝台車その他の特殊車体を架装したもの		
	総排気量2リットル以下 その他のもの	3年 4年	
前掲のもの以外のもの	自動車 小型車(0.66リットル以下) その他のもの	4年 6年	
	二輪又は三輪自動車	3年	
	自転車	2年	
	その他のもの	自走能力のあるもの	7年
		その他のもの	4年

器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
1. 家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机・事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5年 8年
	ベッド	8年
	児童用机及びいす	5年

	その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
--	--	-----------

	ラジオ・テレビ・テープレコーダその他の音響機器	5年
	冷房用又は暖房用機器	6年
	電気冷蔵庫・電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6年
	カーテン・座布団・寝具・丹前その他これらに類する繊維製品	3年
	じゅたんのその他床用敷物	3年
	小売業等	6年
	その他のもの	
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	食事又は厨房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2年
	その他のもの	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
2. 事務機器及び通信機器	電子計算機	6年
	複写機・計算機・金銭登録機・タイムレコーダー・その他これらに類するもの	5年
	その他の事務機器	5年
	テレタイプライター及びファクシミリ	5年
	インターホン及び放送用設備	6年
	電話設備その他通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年
	その他のもの	10年
3. 時計・試験機器及び測定機器	時計	10年
	度量衡器	5年
	試験及び測定機器	5年
4. 光学機器及び写真製作機器	省略	
5. 看板及び広告器具	看板・ネオンサイン及び気球	3年
	マネキン人形及び模型	2年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10年
	その他のもの	5年
6. 容器及び金庫	金庫	
	手提げ金庫	5年
	その他のもの	20年
7. 理容又は美容機器		5年
8. 医療機器	消毒殺菌用機器	4年
	手術機器	5年
	血液透析又は血漿交換用機器	7年

	ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6年
	調剤機器	6年
	歯科診療用ユニット	7年
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6年
	その他のもの	8年
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用するもの	
	移動式のもの・救急医療用のもの及び自動血液分析器	4年
	その他のもの	6年
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	3年
	主として金属製のもの	10年
	その他のもの	5年
9. 娯楽又はスポーツ器具	玉突き用具	8年
	パチンコ器・ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2年
	碁・将棋・マージャンその他の遊戯用具	5年
	スポーツ器具	3年
10. 前掲のもの以外のもの	自動販売機	5年
	焼却炉	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10年
	その他のもの	5年

(注1) 耐用年数50年以降の計数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別表第九及び第十を用いること。

(注2) 本表における用語の定義は次の通りであること。

「保証率」＝「償却保証額」の計算において減価償却資産の取得価額に乗ずる率をいう。

「改訂償却率」＝各事業年度の「調整償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率

「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額。(以下に同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。

「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」

「改訂取得価額」＝各事業所年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満

たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) \geq (償却保証額) の場合 :

$$\text{(定率法減価償却費)} = \text{(期首帳簿価額)} \times \text{(定率法の償却率)}$$

(調整前償却額) $<$ (償却保証額) の場合 :

$$\text{(定率法減価償却費)} = \text{(改定取得価額)} \times \text{(改訂償却率)}$$